

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 30 年 6 月 17 日現在

機関番号：30110

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2014～2017

課題番号：26870520

研究課題名(和文) 植民地台湾監獄法制の展開に関する実証的研究 植民地支配体制の基盤形成をめぐって

研究課題名(英文) An Empirical Study on the Development of Colonial Taiwan Prison Legislation-On the foundation of the colonial rule system-

研究代表者

姫嶋 瑞穂 (Himejima, Mizuho)

北海道医療大学・薬学部・講師

研究者番号：60709252

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,200,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、帝国日本初の植民地統治となった台湾に焦点をあて、「日本型行刑」・監獄法制の運用実態の分析による刑事政策的側面から植民地支配体制の基盤形成における特質を解明することを主眼とした。明らかにした点を以下に記す。(1) 政治指導者ならびに監獄機構幹部の台湾統治における支配秩序に対する認識と具体的政策構想を明確にしたこと。(2) 制度対象者である台湾民衆の視点から、監獄法制・刑事政策の展開における理念と実態の関係を追究し、制度改革の要因を考察したこと。

研究成果の概要(英文)：This study focuses on Taiwan, which became Japan's first colonial rule, clarifies the characteristics of the foundation of the colonial rule system based on criminal policy aspects based on the analysis of the actual situation of "Japanese type penalty" & prison legislation. The focus was on doing. The points clarified are described below. (1) To clarify the recognition of the dominance order and the concrete policy plan in Taiwan governance by leaders of political leaders and prison organizations. (2) From the viewpoint of the Taiwanese people who are subjects of the system, pursuing the relationship between the philosophy and actuality in the development of prison legislation / criminal policy and considering factors of institutional reform.

研究分野：日本法制史

キーワード：監獄 台湾監獄則 台湾監獄令

### 1. 研究開始当初の背景

近代日本監獄制度の歴史に関する従来の研究は、重松一義氏による数多の業績の他、近年においては、児玉圭司氏による行刑の担い手や地方における展開に関する研究など、一定の研究の蓄積が存在している。しかしながら、これらの先行研究は、個別的な要素が強く、構造把握が不十分であるため、当時の監獄制度の実態を必ずしも十分に検討したものであるとはいえない。

近代日本監獄制度の全体像を理解するためには、当然ながら日本近代国家の一部を構成した植民地における制度展開も視野に含めて議論しなければならない。特に、明治41年「監獄法」が構想された時期は、帝国日本による植民地支配秩序の導入が進められていた時期と重複していることから、植民地監獄法制の実態解明は、近代日本獄制ならびに「日本型行刑」の新たな側面を探るうえで重要な意義を有すると考える。同時に、日本本国における監獄法改革が、植民地支配体制の形成といかなる接点をもち、どのように関連していたのかを意識的に追究することは、半世紀にわたる帝国日本植民地支配体制の基本的枠組みと植民地統治法の特徴の解明に貢献し、植民地法史研究や比較法史研究に一石を投じることになると確信する。このような問題意識に立ったことが本研究の着想に至った背景である。

### 2. 研究の目的

本研究は、帝国日本初の植民地統治となった台湾に焦点をあて、「日本型行刑」・監獄法制の運用実態の分析による刑事政策的側面から植民地支配体制の基盤形成における特質を解明することを主眼とする。特に、日本本国における監獄法関連事業との連動を視野に入れ、政治指導者及び監獄機構幹部の台湾統治における支配秩序に対する認識と具体的政策構想を明確にすると同時に、政策をとりまく問題を検討する。そのうえで、台湾統治政策における監獄の位置づけを明確化し、植民地支配体制の形成に与えた影響を解明する。

### 3. 研究の方法

制度分析には、関連する法令とその制定過程について考察を進めていくことが必要となるが、その前提に立つには信頼できる歴史資料に基づき実証的に分析するという法制史研究の原点に戻るほかはない。しかしながら、本研究の主たる分析対象である台湾総督府関連の基礎資料は、一次資料から二次資料に至るほぼすべての資料が終戦時に中華民国に接收されている。したがって、本研究では、日本未所蔵および未紹介の文献を含め、まず基礎資料を調査・収集し、PCを用いて整理の上、事実の発掘を図った。そのうえで、本研究は近代日本法制史研究における新たな手法の一つである比較法研究を取り入れ、

複数の立場から作成された資料を多面的に用いて考察を行った。

対象となる資料群は、主に日本統治期の関係官庁の法令・報告書及び新聞雑誌、私人の出版物である。また、外国人の視点から台湾監獄の実情がどのように捉えられていたのかを検討した。

具体的には、( )法令については、『法令全書』、台湾総督府の『官報』、および各種の例規集、( )制度の策定過程については、『公文類纂』(日本)・『台湾総督府公文類纂』、『台湾史料稿本』、『台湾月報』、『台湾警察雑誌』(台湾)などの本国・植民地官庁が残した資料や、『枢密院会議議事録』など枢密院関係文書、ならびに関係する政治家が残した日記・回顧録・文書類(『後藤新平関係文書』、『岡松参太郎関係文書』、『内田嘉吉文庫』、『鈴木三郎関係文書』、『下村宏関係文書』、『斎藤実関係文書』など)、( )植民地における文脈を理解するために、『台湾日日新聞』などの台湾総督府系の御用新聞のほか、( )『イギリス公文書館所蔵日本関係イギリス外務省文書』(F.0.46)の検討を試みた。

### 4. 研究成果

#### 清代統治時代の台湾監獄

清代の刑罰は、笞・杖・徒・流・死の五刑以外に刺字・枷号・罰金・入官・追徴等その他の付加刑があった。獄中では、五人一室で、五人は厚い板でできた一つの足枷をはめられてつなわれ、逃亡防止が図られていた。また、長期的な拘禁を避けるため、回覧簿を作成し、毎日出入りのあった囚人の氏名を記入し上司に提出して調べ、管獄官は拘禁者について新旧の区別により収容を管理するとともに、犯罪事由や拘禁年月日および現在何審にあるかを記入し、毎月提出の上丁寧に審査した。さらに、清代の法律は何度も繰り返し命じて刑に服すべきは服し、釈放すべきは釈放して長期拘留を避けるよう命令したが、中央政府が地方を統制することは困難になっており、結果的に長期拘留者は増加傾向にあった。

#### 領台統治初期における台湾監獄と法令

##### ( )「始政」宣布後

日本は台湾での「始政」宣布後の明治二八(一八九五)年七月六日、「台湾住民軍事犯処分令」を総督論告の形で発布した。本令は全四カ条からなる極めて簡潔な法令であったが、当時はまさに軍事処理に追われていた時期であったことから、当該処分令は極めて厳しい規定であった。また、同年一月七日には軍事命令の形式で「台湾住民刑罰令」が発布された。その内容は、公務妨害・殺人・強姦・窃盗・強盗・恐喝等の一般犯罪にまで及び、帝国陸海軍刑法を準用して台湾人の犯罪行為を厳しく罰するものであった。なお、清統治時代の刑罰が、笞・杖・徒・流・死の五刑以外に刺字・枷号・罰金・入官・追徴等

その他の付加刑を採用していたこと、また、日本本土で公布された旧刑法（明治一三年）における刑罰が、死刑・徒刑（無期と有期）・流刑（無期と有期）・懲役（軽重）・禁錮（軽重）・禁獄（軽重）・罰金・拘留・科料であったのに対し、台湾住民刑罰令では死刑・懲役・罰金・没収に分け（第四条）、刑罰の種類が簡略化され、死刑と懲役の執行を監獄で行っている。

（ ）台湾監獄令

台湾住民刑罰令に合せて施行され、台湾監獄法制の出発点となったのが台湾監獄令である。台湾監獄令は監獄を「留置場」「未決監」「既決監」の三種とした。「留置場」と「未決監」は刑事被告人を留置・拘禁し、前者は憲兵隊及び警察署内に、後者は法院及びその支部所在地に置かれた。また、既決監は懲役囚を拘禁し、法院及びその支部所在地に置かれた。清統治時代には「押館」・「牢獄」をもって「留置場」と「未決監」と理解されていたが、台湾監獄令が採用した既決監における懲役刑によって自由刑の概念が初めて導入された。

そもそも、台湾統治における監獄制度は、内地の制度に依拠して地方行政機関に管轄が委ねられていたため、監獄は民政局長の監督に属した。しかし、実際は所在地の行政庁長官が管理責任を負い、憲兵隊の留置場は憲兵隊長が管理した。また、台湾監獄令は、刑事手続上は審判から執行まで法院監獄モデルを採用した。ただし、まだこの時期は軍政期であったこともあり、監獄の性質上、監獄と警察の事業区別はなされていなかった。さらに、刑の執行と囚徒の拘禁場所について明確な指示がなされていなかったことから、警察署と憲兵隊の留置場では事務処理上の便宜のため未決囚と既決囚も拘禁できた。

かような台湾監獄令の不備は、運用上の努力に準じて行政の要請に応えることができたとしても、第一次的には、実務の具体的運用に関する訓令及び通達に基づいて当面所要の問題処理を図らざるを得ない状況を生じさせる結果となり、監獄法制の制度的欠陥の補正は切実な問題として早急に着手すべき課題であったことを『台湾総督府公文類纂』の分析によって明らかにした。

台湾監獄令改正への着手

（ ）監獄署長会議の開催

明治三〇（一八九七）年二月二日、台湾各地の監獄署長に対して召集がかけられ、三月二六日から四月二日までの八日間の日程で監獄署長会議が開催された。会議の目的は法の運用統一のために台湾監獄令に代わる監獄則制定である。特に、改正条約実施を見据え、統一的視点のもとで受刑者に対する他律的服従、強制的行動規制の特色が強い台湾監獄令に代わる新たな法令制定のための協議を行うことが要請された。ただし、諮問事項との関連の問題や、現実性のあると

の指摘があり、さらに審議の長期化によって行刑運用の混迷をもたらすことも危惧された結果、今回の諮問に当たり、あえて独自の「改正案」ないし「改正要綱」を作成することをやめ、改正に関する基本的問題を審議し、その骨子となる改正事項についての要綱の議論に限定した。最終的に制度ならびに運用面における改善を図るべく一二項目が諮問事項として提示され、改正の基本方針となるべき骨子が示された。

（ ）ペイン商会雇荘水治入監中死亡事件

明治三〇（一八九七）年一〇月二日、台南監獄に収監中の清国人が入監中に死亡した件につき、英国領事代理より台南県知事に対して照会がなされた。そこには囚人の検死を担当した医師による遺体検案書が添付され、死因だけではなく、囚人の虐待死を示唆する内容が記載されていたことから、行刑全体の運営に波紋を広げかねない問題に、台南県ならびに台湾総督府はとくに慎重を期して事件の調査にあたらざるを得なくなった。さらに本件に関するスクープ記事が転載されたことによって事態が紛糾し、台湾総督府は対応に非常に苦慮することになるのである。

ところが、管見の及ぶ限りでは、該事件について諸先学が考証をくわえた学術的論考を見出すことができなかった。そこで、本研究では『台湾総督府公文類纂』、『台湾日日新聞』ならびに『イギリス公文書館所蔵日本関係イギリス外務省文書』（F.O.46）を検証し、該事件が獄制改革に与えた影響を考察した。

この事件が浮き彫りにしたのは、日本の未決拘禁の在り方が他の諸外国に類例を見ない特殊性をもつ点であった。そもそも処遇理念の全く異なる既決囚と未決囚の処遇を同一の法律内に規定していること自体が望ましい立法の在り方であるとは到底言えず、これを解決するためには、未決拘禁法の単行法化が望ましいこと、速やかに監獄法制の改善を図ることを条件に、両国間で事件の解決が図られた。

なお、台湾独自の監獄法制の整備は遅々として進まず、結局は、内地の監獄則を当面準用することになった。一方で、被収容者の不服申立制度が導入されるとともに、参事官に巡閲権を授権して監獄運営を実際に視察することで監獄行政の実状を監督官庁が把握し、処遇の適性の徹底化を図ることが試みられた。

今後の展望

本国と同一の制度を植民地に移植したとしても、植民地における意味も同じになるとは限らない。言語・文化・民族構成が異なる社会のなかでは、同じ制度が本国とは異なる作用を生じることもあり得るため、植民地固有の意味が存在することも考えられる。当時の台湾民衆が日本の植民地支配開始に伴い

導入された秩序・監獄法制に対し、どのような反応を示したのかについて、本研究では明らかにすることができなかった。

特に、『台湾民報』と『台湾日日新聞』の応酬に象徴されるように、在台内地人や台湾人政治運動家が総督府批判のために刊行した新聞・雑誌は、官民の治安認識・統治体制の在り方をめぐる相違を明確にするうえで、他の資料では得難い生の情報を提供してくれると考える。今後は、本国と植民地の地域間差異・日本人と台湾人の民族間格差などの要素を踏まえ、それらに対する民衆の心理が幅広く記録された上記の資料を分析することにより、植民地社会に移植された「日本型行刑」・監獄制度の実態を民衆の視点から再構成することを目指す。

## 5．主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 0件)

現在、査読付き学会誌に論文を応募すべく執筆を行っているところである。

## 6．研究組織

### (1)研究代表者

姫嶋 瑞穂 (Himejima, Mizuho)

北海道医療大学・薬学部・大学教育開発センター・講師

研究者番号：60709252